

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する修正案

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条中「ときは、」の下に「生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて」を加える。